

知的財産権侵害に対する損害論の構成

0 民法 § 709

(1) 原則 填補賠償

喪失利益と逸失利益

(2) 損害の範囲 相当因果関係論

「侵害が無ければ権利者が得たであろう」という相当因果関係のあるもの

(3) 立証責任は損害を主張する者にある

知的財産権の侵害を受けた者の被る損害の大半は得べかりし利益の喪失である。しかし、得べかりし利益の立証には困難が伴う、このため法は、知的財産権の侵害に対しての独自の推定規定を置いている。

1 主観的要件

特許権侵害行為に過失を推定 特許 § 103

軽過失については裁量減輕 § 102

（意匠，商標，新案，著作，不正競争防止）

2 特許 § 102 の損害額の算定に関する推定(1998年改正)

(1) § 102 の推定

(侵害組成物の譲渡個数) × (権利者の単位数量当たりの利益) を権利者の実質能力を超えない限度で損害と推定

譲渡数量に権利者が販売できないとする理由あるときは、これを控除する

(2) 侵害組成物の譲渡個数

特許 § 105 (書類の提出等)

(3) 単位数量当たりの利益

純利益説：利益 = 販売価額 - 売上原価 - 般管理費(設備，人件費，etc，ただし投下済みのものは控除しない 粗利益説)

粗利益説：利益 = 販売価格 - 売上原価(既に投下済みのものは控除しない
限界利益)

限界利益説：利益 = 販売価格

3 侵害利益額の推定 特許 § 102

(1) 侵害行為により得た利益を損害額と推定

1998年の法改正以前の判例傾向

特許権者が特許発明を実施していないときは、この推定は働かない

権利者が実施さえしていれば、この推定は殆ど覆されることはない(看做

規程の実質をもつ)

- (2) 侵害者が得た利益に関しても、純利益説(販売高 - 原価 - 一般管理費)、粗利益説(販売高 - 売上原価)、限界利益説(販売価格)が考えられる。

この場合は、権利者が侵害者の損益構造を立証することは困難 立証の緩和規定 限界利益説

権利者が最大限逸失する可能性のある粗利益が「利益」に当たり、その主張立証により権利者は同条1項の推定を受ける(権利者側の限界利益説)

権利者の逸失利益額の推定は専ら同条1項の問題。2項は侵害者の利益を掃き出させる規定 侵害者に必要な追加的費用は控除する(侵害者側の限界利益説)

権利者側の限界利益で推定する(項)か、侵害者側の限界利益で推定する(項)かは、2項推定の要件としても、権利者の実施を必要とする。

4 相当な対価額の賠償 §102

その特許発明の実施に対し、受くべき金銭の額に相当する額の金銭を損害額とする。

権利者の実施を要件としない規定

権利者の市場支配権を保全する規定(規範的規定)

1998年法改正は、それまでの「通常の」実施に対して...の「通常」を削除した賠償額を定めるに、必ずしも「相場」に拘束されないとの趣旨である。